「Y843」、「Y844」及び「Y845」は、次の容器及び包装等を示す。

包装基準	等級	組合せ容器				
		内装容器	内装容器当たりの許容質量	包装物当たりの許容質量	総質量	外装容器
Y843	2	ガラス製又は陶製容器	0.5kg	1kg	30kg	ドラム ジェリカン 箱
		プラスチック製容器	0.5kg			
		金属製容器	0.5kg			
		プラスチック袋	0.5kg			
Y844	2	ガラス製又は陶製容器	0.5kg	5kg		
		プラスチック製容器	0.5kg			
		金属製容器	0.5kg			
		プラスチック袋	0.5kg			
Y845	3	ガラス製又は陶製容器	1kg	5kg		
		プラスチック製容器	1kg			
		金属製容器	1kg			
		プラスチック袋	1kg			

(注)1）金属製容器は耐食性を有するものに限ること。
2）内装容器のガラス製又は陶製容器の使用は、フッ化水素酸が存在しない場合に限ること。
3）外装容器のドラムは、鋼、アルミニウム、他の金属、ファイバ又はプラスチック製に限ること。
4）外装容器のジェリカンは、鋼、アルミニウム又はプラスチック製に限ること。
5）外装容器の箱は、鋼、アルミニウム、天然木材、合板、再生木材、ファイバ板又はプラスチック製に限ること。

「850」、「851」及び「852」は、次の容器及び包装等を示す。

包装基準	等級	組合せ容器			
		内装容器	内装容器当たりの許容容量	包装物当たりの許容容量	外装容器
850	1	ガラス製又は陶製容器	0.5ℓ	0.5ℓ	1A2，1B2，1G，1H2，1N2，3A2，3B2，3H2，4A，4B，4C1，4C2，4D，4F，4G，4H1，4H2
		プラスチック製容器	0.5ℓ		
		金属製容器	0.5ℓ		
851	2	ガラス製又は陶製容器	1ℓ	1ℓ	
		プラスチック製容器	1ℓ		
		金属製容器	1ℓ		
852	3	ガラス製又は陶製容器	2.5ℓ	5ℓ	
		プラスチック製容器	2.5ℓ		
		金属製容器	5ℓ		

(注)1）金属製容器は耐食性を有するものに限ること。
2）内装容器のガラス製又は陶製容器の使用は、フッ化水素酸が存在しない場合に限ること。
3）等級が1の輸送許容物件の場合、内装容器は、吸収材を詰め、硬質の漏えいしない容器に入れた後、外装容器に収納すること。
4）等級が3の輸送許容物件の場合、容器及び包装は、等級が2の輸送許容物件を輸送する場合の要件に適合すること。

「854」、「855」及び「856」は、次の容器及び包装等を示す。

包装基準	等級	組合せ容器				単一容器及び複合容器	
		内装容器	内装容器当たりの許容容量	包装物当たりの許容容量	外装容器	包装物当たりの許容容量	容器の種類
854	1	ガラス製又は陶製容器	1ℓ	2.5ℓ	1A2，1B2，1G，1H2，1N2，3A2，3B2，3H2，4A，4B，4C1，4C2，4D，4F，4G，4H1，4H2	—	—
		プラスチック製容器	1ℓ				
		金属製容器	1ℓ				
855	2	ガラス製又は陶製容器	2.5ℓ	30ℓ		30ℓ	1A1，1A2，1B1，1B2，1H1，1H2，1N1，1N2，3A1，3A2，3B1，3B2，3H1，3H2，複合容器，シリンダー
		プラスチック製容器	2.5ℓ				
		金属製容器	2.5ℓ				
856	3	ガラス製又は陶製容器	5ℓ	60ℓ		60ℓ	1A1，1B1，1H1，1N1，3A1，3B1，3H1，複合容器，シリンダー
		プラスチック製容器	5ℓ				
		金属製容器	10ℓ				

(注)1）金属製容器は耐食性を有するものに限ること。
2）内装容器のガラス製又は陶製容器の使用は、フッ化水素酸が存在しない場合に限ること。
3）等級が1の輸送許容物件の場合、内装容器は、吸収材を詰め、硬質の漏えいしない容器に入れた後、外装容器に収納すること。
4）等級が3の輸送許容物件の場合、容器及び包装は、等級が2の輸送許容物件を輸送する場合の要件に適合すること。